

崖等整備資金助成事業のご案内

〈助成種類〉

- 1 崖等整備工事助成
- 2 崖下建築物減災工事助成

助成について、予算には限りがあります
ご検討の方は、お早めにご相談ください
令和8年度の受付期限は**令和8年12月4日（金）**までです。



文京区



区のホームページでもご案内しています

<https://www.city.bunkyo.lg.jp>

ホーム> まちづくり・環境> 土地・建物> 崖等整備資金助成事業について とお進みください

□ 問い合わせ先

文京区 都市計画部 地域整備課 耐震・不燃化担当

電話 03-5803-1846 住所 東京都文京区春日1丁目16番21号 文京シビックセンター18階

E-mail b402400@city.bunkyo.lg.jp

はじめに

崖崩れや擁壁崩壊の多くは、地震、集中豪雨、暴風雨等により発生しています。このような被害を未然に防止するために、崖・擁壁（以下「崖等」という。）の所有者は日ごろから維持・管理を心がけることが大切です。そこで、文京区では、崖等の整備工事及び崖下建築物の減災工事に要する費用の一部に対して助成金交付を行っています。なお、助成金の交付を受けようとする場合は、工事契約を締結する前に助成の申請をしていただくことが必要となります。

1 崖等整備工事助成

助成が受けられる方

文京区の区域内において、崖等を所有する個人・中小企業者で、崖等の整備工事を行う者。
（崖等の所有者が複数いる場合は、全ての所有者の同意を得た代表者）

ただし、次に掲げる者については、助成対象者としません。

- (1) 宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者その他不動産賃貸業等を営む者
（業として崖等の整備工事を行う場合に限る。）
- (2) 助成対象事業に係る崖等を売買を目的として所有している者
- (3) 住民税（法人の場合においては、法人住民税）を滞納している者

助成対象工事

工事前及び工事後の高さがいずれも**2メートル**を超える崖等（一部だけが2mを超えるものを含む）に対して行う次に掲げる（1）又は（2）の工事（建築物の部分と擁壁を兼用させる場合を除く）

- (1) 擁壁を築造する工事（工作物確認申請又は盛土規制法の許可を要する工事）
- (2) 崖等の安全性が向上するものとして区長が認める工事 ※

※ ①かつ②を満たす工事とする。

- ① 基準：「土砂災害防止法特定開発行為に係る技術指針」（東京都指針）に基づく工事
- ② 工法：現場打コンクリート工、ロックボルト工、グラウンドアンカー工

なお、以下の要件を満たすことが必要です。

- (ア) 崖等が建築基準法第42条に規定する道路に突出しているものでないこと又は崖等の整備工事において道路に突出している部分を除却する工事を行うこと。
- (イ) 細街路及び東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第2条に規定する隅切り用地に崖等が存する場合は、拡幅整備を行うこと（以下「細街路拡幅整備」という。）。
- (ウ) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為の許可を要さない工事であること。

助成金の額

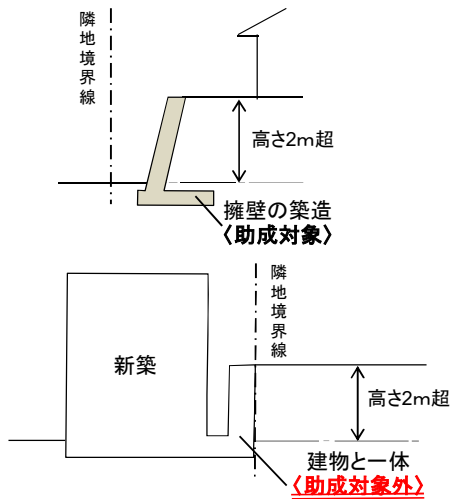
崖等の整備工事に要する費用及び工事監理業務に要する費用の **1 / 2** かつ以下の**上限額**

- (1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内・・・・・・・・・・ 上限1,000万円
- (2) (1) 以外の区域内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 上限 200万円

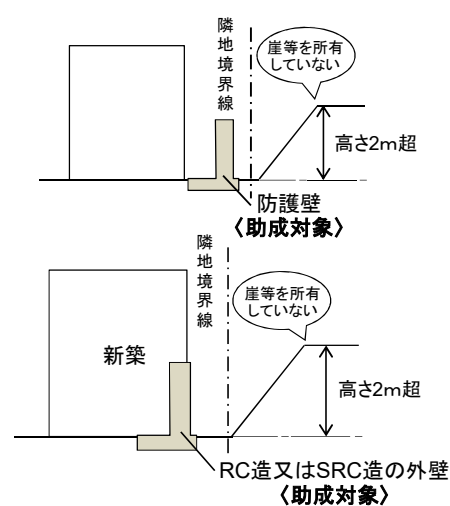
(1,000円未満の端数は切り捨て)

～イメージ図～

〔崖等整備工事助成〕



〔崖下建築物減災工事助成〕



2 崖下建築物減災工事助成

助成が受けられる方

文京区の区域内において、崖等に接する崖下の土地又は建築物（住宅又は居室を有する建築物）を所有する個人・中小企業者で、崖下建築物の減災工事を行う者。

（土地又は建築物の所有者が複数いる場合は、全ての所有者の同意を得た代表者）

ただし、次に掲げる者については、助成対象者としません。

- (1) 宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者その他不動産賃貸業等を営む者（業として崖下建築物の減災工事を行う場合に限る。）
- (2) 助成対象事業に係る土地又は建築物を売買を目的として所有している者
- (3) 住民税（法人の場合においては、法人住民税）を滞納している者
- (4) 当該崖等を所有している者（崖を所有している方は崖等整備工事助成を利用してください）

助成対象工事

高さ2メートルを超える崖等に接する崖下の土地に、建築物（住宅又は居室を有する建築物）等を新築する際に、崖等の崩壊に対して安全になる次に掲げる（1）又は（2）の工事 ※

- (1) 防護壁を設置する工事
- (2) 建築物の外壁を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする工事

※ 建築基準法第6条に規定する確認申請を要する工事に限る。

※ 東京都建築安全条例第6条第2項第3号の規定により設ける防護壁等の工事に限る。

なお、以下の要件を満たすことが必要です。

- (ア) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為の許可を要さない工事であること。
- (イ) 建築物又は土地が建築基準法第9条第1項の規定による命令の対象でないこと。

助成金の額

崖下建築物減災工事に要する費用及び工事監理業務に要する費用の **1 / 2** かつ **上限100万円**

（1,000円未満の端数は切り捨て）

申請時に必要な提出書類

助成の申請は、**工事の契約前**に、次に掲げる書類を提出してください。

【崖等整備工事助成】

- 助成申請書（様式第3号）
- 設計図書 ※1
 - 付近見取図・現況図・配置図・平面図・立面図
 - ・断面図・構造詳細図・既存擁壁の高さが分かる図面・既存擁壁の見付面積が分かる図面等
- 確認済証又は宅地造成及び特定盛土規制法の許可証の写し（擁壁を築造する工事に限る）
- 見積書の写し
- 土地の登記事項証明書 ※2
- 公図 ※2
- 同意書（崖等の所有者が複数いる場合に限る）
- 法人登記事項証明書（申請者が法人の場合）
- 住民税納税証明書
- 現況写真（既存の崖・擁壁が分かるもの）
- 地質調査結果
- 対策工選定結果、対策工設計計算結果（崖等の安全性が向上するものとして区長が認める工事に限る）
- 細街路拡幅整備要綱第4条に規定する協議をしたことが分かるもの（細街路拡幅整備を伴う崖等の整備工事を行う場合に限る）
- その他区長が特に必要があると認めた書類

【崖下建築物減災工事助成】

- 助成申請書（様式第3号）
- 設計図書
 - 付近見取図・現況図・配置図 ※3・平面図・立面図
 - ・減災工事に関する構造詳細図等
- 確認済証の写し
- 見積書の写し（減災工事部分の内訳）
- 土地の登記事項証明書 ※2
- 公図 ※2
- 同意書（土地・建物の所有者が複数いる場合に限る）
- 法人登記事項証明書（申請者が法人の場合）
- 住民税納税証明書
- 現況写真 ※4
- 地質調査結果
- その他区長が特に必要があると認めた書類

※1 崖等の安全性が向上するものとして区長が認める工事を行う場合は、印刷1部とデータ1部を提出

※2 原本、3か月以内に発行されたもの

※3 崖等に接する土地に位置することが分かるもの

※4 既存の崖等及び崖等に接する土地に位置することが分かるもの

着手時に必要な提出書類

助成決定を受けた工事の**契約**をしたときは、次に掲げる書類を提出してください。

- 着手届（様式第6号）
- 契約書の写し

工事完了時に必要な提出書類

助成決定を受けた工事が**完了**したときは、次に掲げる書類を提出してください。

- 実績報告書（様式第10号）
- 契約書の写し
- 領収書の写し
- 検査済証の写し（擁壁を築造する工事に限る）
- 工事中及び工事後の写真
- 文京区細街路拡幅整備要綱第10条に規定する後退表示板を撮影した道路写真（細街路拡幅整備を伴うがけ等の整備を行う場合に限る）
- その他区長が特に必要があると認めた書類

助成金の交付決定が取り消される場合

※既に助成金を交付しているときは、返還していただきます。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成の決定を受けたとき。
- (2) 文京区崖等整備資金助成要綱及び法令に基づく区長の命令に違反したとき。
- (3) 工事上の重大な瑕疵が判明したとき。
- (4) その他区長が必要と認めたとき。

注意事項

- (1) 助成決定を受けた方は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできません。
- (2) 崖等整備資金助成要綱による助成決定が、崖等の関係法令に適合することを担保するものではありません。関係法令については各所管部署にお問い合わせください。

